Google MAP等を活用したオンライン誘客促進事業委託仕様書

１　委託業務名

　　Google MAP等を活用したオンライン誘客促進事業

２　業務目的

旅行先の選定においてＷＥＢ上での情報収集が多くなるなか、旅マエ・旅ナカ層に向け

て、ＷＥＢでの効果的な情報発信により観光地の周遊を促すため、県内の観光事業者に対

してMEO（Map Engine Optimization）支援を図り、観光誘客の拡大及び観光事業者の情

報発信力の強化を図る。

３　事業期間

　　委託契約締結の日から令和３年３月１５日まで

４　事業費

　　3,500,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

５　業務内容

　　Googleマイビジネス（以下、「ＧＭＢ」という。）の登録業務及び情報発信

1. チラシの作成及び説明会の開催

　県内観光協会や事業者向けにＭＥＯに関するウェビナー（登録方法や検索上位表示のコツ等の講座）を複数回開催すること。

なお、実施にあたっては、事前に募集及び告知を行うこと。

1. エントリー用ＬＰ（ランディングページ）の作成

　　 支援対象を選定するために、兵庫県公式観光サイト「ＨＹＯＧＯ！ナビ」の中に、事業者向けの応募用ＬＰを作成し、支援対象者を募ること。

(3)　支援対象者の選定

　　 ＬＰへの応募事業者の中から、ＧＭＢ登録可能事業者の選定を行い、当選者へ連絡

を実施すること（１５０事業者以上、要提案）

(4)　ＧＭＢ登録編集及び管理運用

　 ① 登録・編集

対象事業者からＧＭＢ登録に必要情報や写真を入手し、Googleアカウントの作成

や必要情報の登録・編集等を実施すること。

② 管理・運用

　 管理権限を事業者へ譲渡し、運用に関して簡易なマニュアルを作成し、継続的に操

作できるように必要な情報をまとめて提示すること。

(5)　実績報告書の提出

受託者は、業務終了後速やかに本事業の実績を委託者に報告すること。

６　業務実施上の留意点

　(1)　契約の締結

　　①　受託者決定後、業務内容について協議を実施し、契約締結時の仕様書を定める。

②　本業務の目的達成のため、委託者の指示により仕様書の内容の追加、変更を行う

場合がある。

　(2)　業務の進捗管理

　　　本業務の進め方について、受託者は、委託者と密に協議、連絡調整を行い、適切なスケジュール管理を行うこと。

　(3)　業務の履行に関する措置

　　　本業務に履行については、委託者の指示に従うこと。

　(4)　業務完了後の瑕疵

　　　業務完了後１年間以内に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

　(5)　機密の保持

　　　委託者及び受託者双方は、本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

　(6)　個人情報の保護

　　　受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

　(7)　知的財産権

　　　 本事業の成果物等に係る権利は、事業実施者が従前権利を有していたものを除き、

原則委託者に帰属する。また、加工及び二次利用できるものとする。

なお、合理的な理由がある場合はこの限りでないが、留保される権利について、ひょうご観光本部に無期限で使用許諾し、一切の権利行使をしないこと。

また、これらの権利について、第三者と紛争等が生じた場合は､受託者がその責任において対処すること｡

(8)　委託契約の締結

①　契約に関する事務は委託者で行う。

②　委託者は、選定された事業を提案した事業者等と提案事業の実施方法等について協

議・調整を行う。この際、双方で確認の上、提案内容に修正・変更を加える場合があ

る。

③　契約条項は、委託者において示す。

④　契約の相手方となる事業者等は、契約金額が200万円を超える場合は、委託者に対

して、委託料の10分の１の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社

との間に委託者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合において、契約保

証金の全部または一部を免除することができる。

(9)　契約の解除

①　委託契約に記載の条項に違反があったとき、委託者は契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしないもしくは支払った委託料の一部又は全額の返還を求める場合がある。

②　上記①により契約を解除した場合、本部は損害賠償又は違約金を求める場合がある。

（10） 委託料の支払い

委託費の支払いは、事業終了後に提出される実績報告書等に基づき、委託者が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認したうえで支払う。

(11)　適正な事業執行に係る留意事項

事業者等は、本事業が委託者との契約に基づく公的事業であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めることとする。

(12)　再委託

　　　 受託者は、委託者が認めた場合に限り、業務の一部を再委託することができる。

(13)　その他

受託者は、業務の実施に関して、この仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関

して疑義が生じた場合は、本部と協議し、その指示に従うこと。